

八幡浜市合葬式納骨施設 使用申請要領

八幡浜市

令和7年4月27日改訂

< 用語の解説 >

- (1) 焼骨とは
火葬後の故人のご遺骨
- (2) 納骨壇(だん)とは
骨壺に入った焼骨を収蔵するロッカー形式の棚（使用期限あり）
- (3) 合葬室とは
焼骨のみを他の焼骨と合同で収蔵する部屋（永代使用）
- (4) 祭しを主宰(しゅさい)する方とは
葬儀の喪主や法事の施主など、先祖のご遺骨を守っていく立場にある方
- (5) 被収蔵者とは
納骨施設に収蔵される方
- (6) 埋蔵とは
お墓にご遺骨を納めること
- (7) 収蔵とは
納骨施設にご遺骨を納めること
- (8) 改葬とは
すでにお墓や納骨施設に埋蔵・収蔵されているご遺骨を、他のお墓や納骨施設へ移すこと

八幡浜市合葬式納骨施設に焼骨を収蔵しようとする方は、次の事項にご注意いただき施設の使用申請をしてください。

1. 使用申請者の資格

- (1) **八幡浜市に住所又は本籍がある方**で、収蔵される方の祭しを主宰する方
(例えば、八幡浜市に住んでいる方が、親の焼骨を収蔵しようとする場合などを想定しています。)
- (2) **八幡浜市外の方**で、**収蔵される方(死亡時に八幡浜市に住所又は本籍があった方)**の祭しを主宰する方
(例えば、県外に住んでいる方が、八幡浜市で亡くなった親の焼骨を収蔵しようとする場合などを想定しています。)
- (3) **八幡浜市に住所又は本籍がある方**(使用申請時に65歳以上の方に限る)で、生前に納骨壇の使用を予約する方
(収蔵を希望する本人が申し込みます。)
- (4) その他市長が必要と認めるとき

2. 収蔵方法

(1) 納骨壇

使用期間：1年間～30年間(申請者自ら使用期間を決めます。)

使用開始日：使用許可の日から(生前予約は焼骨収蔵日から)

使用料：1体用10,000円/年 2体用20,000円/年

(2) 合葬室

使用期間：永代

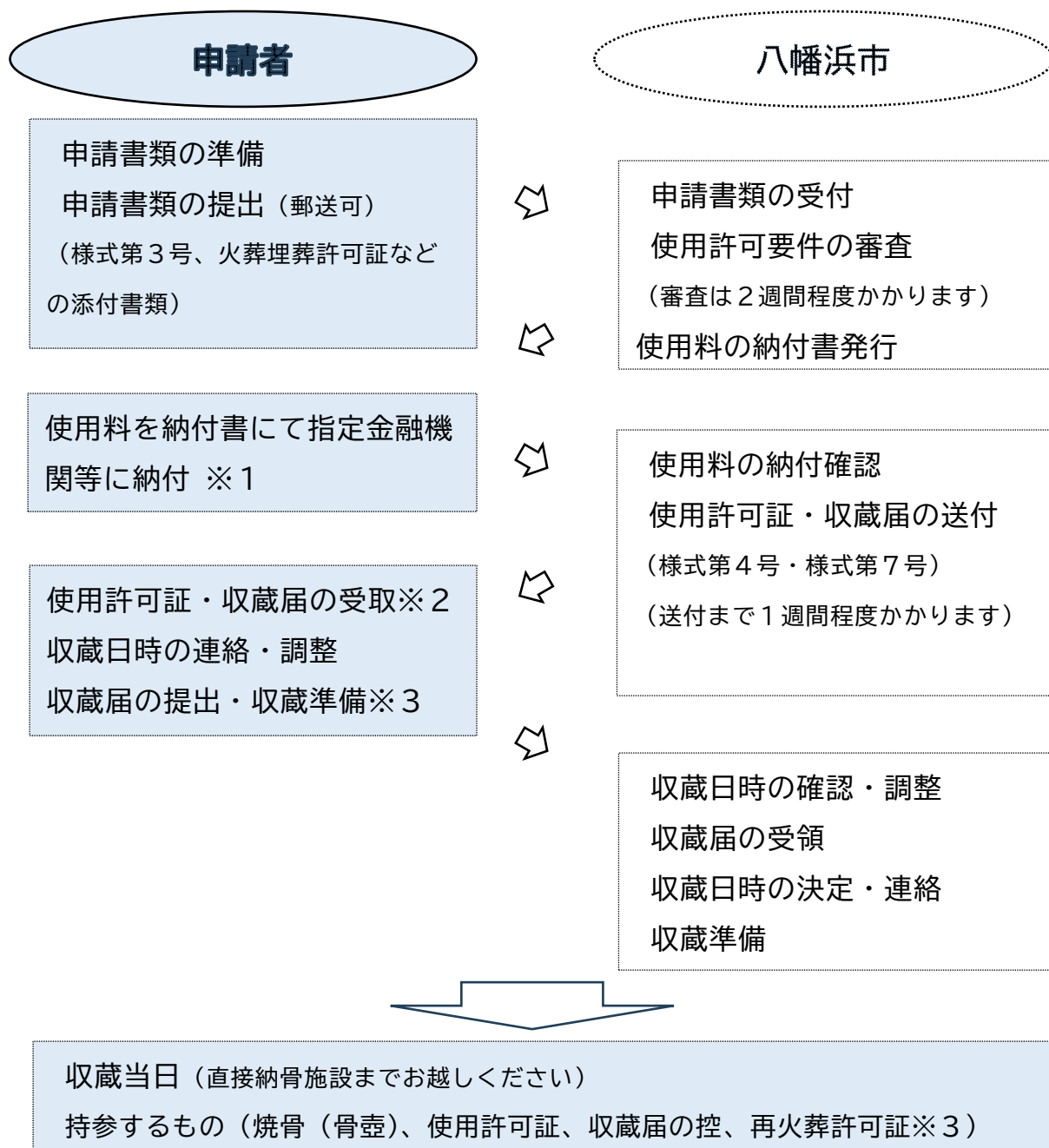
使用料：1体につき10,000円

3. 申請受付

- (1) 申請は年間を通して受け付けます。親族のみなさんでよくご相談の上申請してください。
- (2) 申請書は八幡浜市役所生活環境課でお渡しできるほか市のホームページからダウンロードできます。
- (3) 申請書に必要書類を添えて提出してください。(郵送可)

4. 使用申請から納骨までの流れ

(1) 生前予約以外の場合

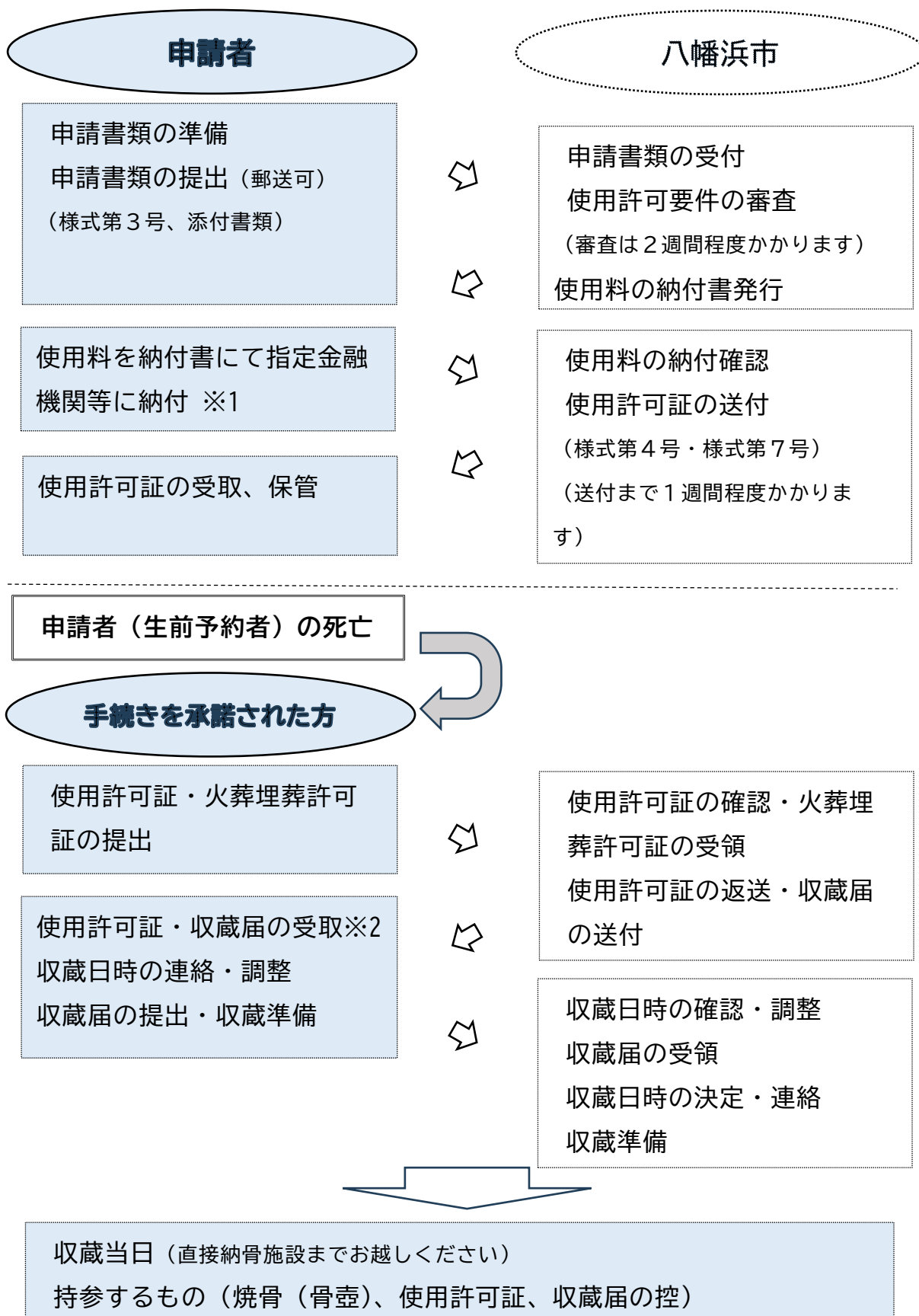


※1 指定金融機関がお近くにはない場合は口座振替をご案内します。

※2 収蔵届は市から申請者へ提出用と控の2部送付します。

※3 改葬の場合は収蔵までに再火葬を行い、収蔵当日に再火葬許可証を併せてご持参ください。

(2) 生前予約の場合



5. 申請書の記入及び必要書類

(1) 申請者が八幡浜市に住所又は本籍がある方で、収蔵される方の祭しを主宰する方

① 埋蔵・収蔵前の焼骨を所持している場合

- ・ 使用許可申請書
- ・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票
- ・ 火葬・埋葬許可証
- ・ 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等

➡ 【申請書記入例1】

② 他の墓地等から改葬する場合

- ・ 使用許可申請書
- ・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票
- ・ 改葬許可証(改葬元の墓地等が所在する自治体が発行するもの)
- ・ 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等

➡ 【申請書記入例2】

(2) 申請者が八幡浜市外の方で、収蔵される方（死亡時に八幡浜市に住所又は本籍があった方）の祭しを主宰する方

① 埋蔵・収蔵前の焼骨を所持している場合

- ・ 使用許可申請書
- ・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票
- ・ 火葬・埋葬許可証
- ・ 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等
- ・ 収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等

➡ 【申請書記入例3】

② 他の墓地等から改葬する場合

- ・ 使用許可申請書
- ・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票
- ・ 改葬許可証(改葬元の墓地等が所在する自治体が発行するもの)
- ・ 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等
- ・ 収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等

➡ 【申請書記入例 4】

(3) **申請者が八幡浜市に住所又は本籍がある方**（使用申請時に 65 歳以上の方に限る）で、生前に納骨壇の使用を予約する方

- ・ 使用許可申請書
- ・ 使用申請者の本籍地の記載のある住民票

※ 生前予約は納骨壇の使用に限る

➡ 【申請書記入例 5】

納骨施設使用許可申請書

【申請書記入例1】

申請者が八幡浜市の方

焼骨所持の場合

令和 7年 3月 3日

八幡浜市長 大城 一郎 様

楷書で丁寧にご記入
ください

使用申請者 本 籍 松山市〇〇△△
住 所 〒 7 9 6 - 0 0 0 0
八幡浜市〇〇△△
氏 名 北浜 三郎
電話番号 090-1234-5678

日中連絡が取れる番
号をご記入下さい

納骨施設の使用について、次のとおり申請します。

1. 種別

☒通常納骨 ☐生前予約 ☐改葬

2. 施設の使用理由

☒墓がない ☐墓じまい ☐その他（ ）

3. 使用施設

(1) 納骨壇

被収蔵者（死亡者）の氏名

申請者から見た続柄

1 体 用	氏 名	北浜 二郎	続 柄	父
-------	-----	-------	-----	---

2 体 用	夫 氏名		続 柄	
	妻 氏名		続 柄	

使用期間	20年
------	-----

1年～30年の間でお決めください。（使用期間経過後は自動的に合葬室へ合葬されます。）

(2) 合葬室

氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	

4. 添付書類

☒使用申請者の本籍地の記載のある住民票
☒火葬・埋葬許可証
☐改葬許可証
☒申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等
☐収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等

裏面の使用上の注意をご確認の上、申請してください。

納骨施設使用許可申請書

令和 7年 3月 3日

八幡浜市長 大城 一郎 様

楷書で丁寧にご記入
ください

使用申請者 本 籍 松山市〇〇△△
住 所 〒 7 9 6 - 0 0 0 0
八幡浜市〇〇△△
氏 名 南浜 三郎
電話番号 080-1234-5678

日中連絡が取れる番
号をご記入下さい

納骨施設の使用について、次のとおり申請します。

1. 種別

☐通常納骨 ☐生前予約 ☒改葬

2. 施設の使用理由

☒墓がない ☐墓じまい ☐その他（ ）

3. 使用施設

(1) 納骨壇

1 体 用	被収蔵者（死亡者）の氏名		申請者から見た続柄	
2 体 用	夫 氏名	南浜 二郎	続 柄	父
	妻 氏名	南浜 花子	続 柄	母

使用期間	20年
------	-----

1年～30年の間でお決めください。（使用期間経過後は自動的に合葬室へ合葬されます。）

(2) 合葬室

氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	

4. 添付書類

☒使用申請者の本籍地の記載のある住民票
☐火葬・埋葬許可証
☒改葬許可証
☒申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等
☐収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等

裏面の使用上の注意をご確認の上、申請してください。

納骨施設使用許可申請書

令和 7年 3月 3日

八幡浜市長 大城 一郎 様

使用申請者 本 籍 大阪府〇〇△△

楷書で丁寧にご記入

ください

住 所 〒 5 3 0 - 0 0 0 0

大阪府〇〇△△

氏 名 東浜 三郎

電話番号 070-1234-5678

日中連絡が取れる番号
をご記入下さい

納骨施設の使用について、次のとおり申請します。

1. 種別

☒通常納骨 ☐生前予約 ☐改葬

2. 施設の使用理由

☐墓がない ☒墓じまい ☐その他（ ）

3. 使用施設

(1) 納骨壇

1 体 用	氏 名		続 柄	
-------	-----	--	-----	--

2 体 用	夫 氏名		続 柄	
	妻 氏名		続 柄	

使用期間	年
------	---

(2) 合葬室

被収蔵者（死亡者）の氏名

申請者から見た続柄

氏 名	東浜 二郎	続 柄	父
氏 名	東浜 太郎	続 柄	祖父
氏 名	東浜 浜子	続 柄	祖母

4. 添付書類

- ☒使用申請者の本籍地の記載のある住民票
☒火葬・埋葬許可証
☐改葬許可証
☒申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等
☒収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等

裏面の使用上の注意をご確認の上、申請してください。

納骨施設使用許可申請書

令和 7 年 3 月 3 日

八幡浜市長 大城 一郎 様

楷書で丁寧にご記入
ください

使用申請者 本 籍 大阪府〇〇△△
住 所 〒 5 3 0 - 0 0 0 0
大阪府〇〇△△
氏 名 西浜 三郎
電話番号 090-8765-4321

日中連絡が取れる番
号をご記入下さい

納骨施設の使用について、次のとおり申請します。

1. 種別

☐通常納骨 ☐生前予約 ☒改葬

2. 施設の使用理由

☐墓がない ☒墓じまい ☐その他（ ）

3. 使用施設

(1) 納骨壇

1 体 用	氏 名		続 柄	
2 体 用	夫 氏名		続 柄	
	妻 氏名		続 柄	

使用期間	年
------	---

(2) 合葬室

被収蔵者（死亡者）の氏名

申請者から見た続柄

氏 名	西浜 二郎	続 柄	父
氏 名	西浜 太郎	続 柄	祖父
氏 名	西浜 浜子	続 柄	祖母

4. 添付書類

- ☒使用申請者の本籍地の記載のある住民票
☐火葬・埋葬許可証
☒改葬許可証
☒申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等
☒収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等

裏面の使用上の注意をご確認の上、申請してください。

納骨施設使用許可申請書

令和 7 年 3 月 3 日

八幡浜市長 大城 一郎 様

楷書で丁寧にご記入
ください

使用申請者 本 籍 松山市〇〇△△
住 所 〒 7 9 6 - 0 0 0 0
八幡浜市〇〇△△
氏 名 北風 花子
電話番号 080-8765-4321

日中連絡が取れる番
号をご記入下さい

納骨施設の使用について、次のとおり申請します。

1. 種別

☐通常納骨 ☒生前予約 ☐改葬

2. 施設の使用理由

☒墓がない ☐墓じまい ☐その他（ ）

3. 使用施設

被収蔵者（死亡者）の氏名

申請者から見た続柄

(1) 納骨壇

1 体 用	氏 名	北風 花子	続 柄	本人
-------	-----	-------	-----	----

2 体 用	夫 氏名		続 柄	
	妻 氏名		続 柄	

使用期間	20 年
------	------

1 年～30 年の間でお決めください。（使用期間経過後は自動的に合葬室へ合葬されます。）

(2) 合葬室

氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	
氏 名		続 柄	

4. 添付書類

☒使用申請者の本籍地の記載のある住民票
☐火葬・埋葬許可証
☐改葬許可証
☐申請者と被収蔵者の続柄が確認できる戸籍謄本等
☐収蔵される方の住民票の除票又は死亡記載のある戸籍謄本等

裏面の使用上の注意をご確認の上、申請してください。

(裏)

申請書（裏面）の使用上の注意
を必ずご確認ください。

使用上の注意

- 1 納骨施設に収蔵できるものは、焼骨及び骨壺です。それ以外のもの（骨箱や写真、副葬品など）は収蔵できません。
- 2 焼骨及び骨壺は、乾燥させ清潔な状態で納めてください。特に改葬の際には再火葬を行うなど配慮をお願いします。
- 3 骨壺の大きさは、6寸以下（幅・奥行20センチメートル以下、高さ22センチメートル以下）としてください。
- 4 焼骨を収蔵する納骨壇の位置は、使用許可の順に市が決定します。
- 5 納骨壇の使用期間を経過した焼骨は、市が骨壺から取り出し他の焼骨とともに合葬室に合葬します。使用者や親族などには使用期間終了等の連絡はしません。
- 6 納骨壇に収蔵されている焼骨（納骨壇の使用期間中）の返還は可能です。合葬室に収蔵された焼骨の返還はできません。
- 7 使用料は、使用許可の際に全額納めてもらいます。焼骨の返還による既納使用料の還付は、特別の事由がある場合を除きしません。
- 8 生前予約をする場合は、自己の責任において死亡後に焼骨が収蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じてください。（生前に、親族などに納骨施設を利用することや収蔵手続のことなどを伝えておくこと。）
- 9 納骨壇に焼骨を収蔵した後は、焼骨の返還を求める場合を除き納骨室に立ち入ることはできません。
- 10 施設内で宗教的な行事（法要や儀式など）を行うことはできません。
- 11 参拝は、施設の開館時間に参拝所の献花台前で行ってください。

6. 納骨施設使用申請(申込)時に提出が必要な書類一覧

提出書類				使用許可申請書	使用申請者の本籍地の記載のある住民票※1	火葬・埋葬許可証	改葬許可証(自治体が発行するもの)	戸籍謄本※2 申請者と被収蔵者の続柄が確認できる	収蔵される方の住民票の除票 又は死亡記載のある戸籍謄本等
種 別	申請者の属性	使 用 施 設							
通常納骨	市 内	納骨壇	1体用	○	○	○		○	
			2体用	○	○	○		○	
		合葬室		○	○	○		○	
	市 外	納骨壇	1体用	○	○	○		○	○
			2体用	○	○	○		○	○
		合葬室		○	○	○		○	○
改 葬	市 内	納骨壇	1体用	○	○	※3	○	○	
			2体用	○	○	※3	○	○	
		合葬室		○	○	※3	○	○	
	市 外	納骨壇	1体用	○	○	※3	○	○	○
			2体用	○	○	※3	○	○	○
		合葬室		○	○	※3	○	○	○
生前予約	市 内 の み	納骨壇	1体用	○	○				
			2体用	○	○			※4	
		合葬室		(合葬室の生前予約はできません。)					

(※1※2) 同時に複数種別の申請をする場合、1部の提出書類で全ての申請内容が確認できるときは、書類を種別ごとに複数部提出する必要はありません。(1部の提出で可)

(※3) 改葬の場合は、収蔵時に再火葬許可証を提出する必要があります。

(※4) 2体用納骨壇の提出書類で夫婦関係が確認できない場合は、別途確認できる書類を提出する必要があります。

7. 使用許可から納骨までの手続

(1) 使用者（生前予約以外）の場合

- ・市から送付される使用許可証・収蔵届の内容確認
（収蔵届は提出用と控の2部送付します。）
- ・希望する収蔵日時を市役所（生活環境課）に連絡
- ・市から収蔵日時決定の連絡を受けて収蔵届を2部作成
- ・収蔵届1部を市役所（生活環境課）に提出
- ・収蔵当日に焼骨（骨壺）・使用許可証・収蔵届の控を納骨施設に持参
（改葬の場合は収蔵までに再火葬を行い、収蔵当日に再火葬許可証も併せて持参する。）

➡ 【収蔵届記入例1】

(2) 手続を承諾された方（生前予約）の場合

- ・市から使用者（死亡した生前予約者）に送付された使用許可証・収蔵届及び使用者の火葬埋葬許可証の確認
（収蔵届は提出用と控の2部あります。）
（使用許可証等をなくした場合は再交付を申請してください。）
- ・使用許可証・火葬埋葬許可証を市役所（生活環境課）に提出
- ・市から使用許可証を受領
- ・希望する収蔵日時を市に連絡
- ・市から収蔵日時決定の連絡を受けて収蔵届を2部作成
- ・収蔵届1部を市に提出
- ・収蔵当日に焼骨（骨壺）・使用許可証・収蔵届の控を納骨施設に持参

➡ 【収蔵届記入例2】

収 蔵 届

令和 7 年 4 月 28 日

八幡浜市長 大城 一郎 様

届出者 住 所 八幡浜市〇〇△△
氏 名 北浜 三郎

焼骨の収蔵について、次のとおり届出します。

許可年月日	令和 7 年 4 月 18 日	許可番号	第 1 号
被収蔵者 (死亡者)	北浜 二郎		
種 別	☒ 納骨壇 2 体用 20 年 区画番号 2 C - 1 番 ☐ 合葬室		
収蔵希望日時	令和 7 年 5 月 1 日 10 時		
納骨室への入室	☒ 希望する ☐ 希望しない		

収 蔵 届

令和 1 2 年 4 月 1 日

八幡浜市長 大城 一郎 様

届出者 住 所 八幡浜市〇〇△△

氏 名 （手続 承諾者名）

焼骨の収蔵について、次のとおり届出します。

許可年月日	令和 1 2 年 4 月 8 日	許可番号	第 9 9 9 号
被収蔵者 (死亡者)	北風 花子		
種 別	☒ 納骨壇 1 体用 5 年 区画番号 1 C - 1 番 ☐ 合葬室		
収蔵希望日時	令和 1 2 年 4 月 3 0 日 1 4 時		
納骨室への入室	☐ 希望する ☒ 希望しない		

8. 申請書類の様式

手続の内容	申請書類
(1) 納骨施設の使用申請（申込）をするとき	様式第 3 号 納骨施設使用許可申請書
(2) 使用許可証の再交付を受けるとき	様式第 6 号 納骨施設使用許可証再交付申請書
(3) 焼骨の収蔵を届け出るとき	様式第 7 号 収蔵届
(4) 納骨壇の使用期間を変更するとき	様式第 8 号 納骨施設（納骨壇）使用期間変更許可申請書
(5) 納骨施設の使用料の減額又は免除を受けるとき	様式第 10 号 納骨施設使用料減免申請書
(6) 納骨壇の使用を中止し返還を届け出るとき	様式第 12 号 納骨壇返還届
(7) 納骨壇の使用期間変更（返還）により使用料の還付を請求するとき	様式第 14 号 納骨施設使用料還付請求書
(8) 納骨施設の使用権を承継するとき	様式第 16 号 納骨施設使用承継許可申請書

※ 詳細は八幡浜市墓地条例施行規則をご参照ください。

9. 使用申請受付・問合せ先

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号

八幡浜市役所 市民福祉部 生活環境課 環境衛生係（八幡浜庁舎 2 階）

電話 0894-22-3115 FAX 0894-22-5990

申請受付：平日（土日、祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

施設使用のご相談：相談希望日時をあらかじめご連絡ください。